平成19年3月19日

条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、射水市特別職報酬等審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

- 第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に 提出しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問するものとする。
- 2 市長は、前項に規定するもののほか、特別職の職員で非常勤のものの報酬に関し特に必要と 認める事項について、審議会に諮問することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、射水市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。ただし、再任を妨げない。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画管理部人事課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月8日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月17日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月17日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の 組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。 以下同じ。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間の給料の 額については、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月24日条例第33号) この条例は、平成28年10月11日から施行する。